

「e-KOBE」給水装置工事 電子写真検査方法について

申請者向け（指定工事事業者向け）マニュアル

改訂：2022年7月4日（月）

目次

1. はじめに	1
（「e-KOBE」の登録および事前登録について）	（省略）
2. 給水装置工事電子写真検査について	2

1. はじめに

神戸市水道局においては、工事用申請については写真検査を実施しているところです。この度、更なる利便性の向上に向けた取組みとして、神戸市スマート申請システム（以下「e-KOBE」という。）を利用して給水装置工事の電子写真検査を開始します。

- ◆ 現場で撮影した写真をそのまま添付することができます。
（写真帳に整理した後、写真帳を添付していただいても構いません。）
- ◆ 原紙（写真帳および写真）、自社検査報告書等の提出は必要ありません。
- ◆ メーターが必要な工事の場合、納金確認の窓口にて検査完了（手続き完了）のメール画面を提示し、メーターを受取ってください。

（1）対象工事について

工事用簡易申請（「e-KOBE」）対象の工事

（2）受付時間と検査期間について

- ◆ 電子申請のサービス提供時間を、原則として24時間365日、利用可能としています。ただし、システムの保守等のため「e-KOBE」を停止することがあります。
- ◆ 電子申請の作成や送信は24時間可能ですが、13時00分以降の申請は翌営業日扱いとなります。
- ◆ 申請日の翌日から1営業日目に検査結果を「e-KOBE」を通じて電子メールにて連絡します。電話等での問合せは受付していませんので、電子メールを確認してください。

申請日	翌日	1 営業日	2 営業日
13時まで	検査	検査結果	
13時以降	検査		検査結果

- ◆ 差戻しにより再申請となった場合、再申請があった日が申請日となり、改めて検査期間が必要となりますので、申請の際には、入力間違いや入力漏れ、写真の添付漏れがないようご注意ください。

（「e-KOBE」の登録および事前登録について）

「e-KOBE」を利用して給水装置工事の電子写真検査を実施する場合、インターネットの「e-KOBE」のページから【利用者情報の新規登録】および【給水装置工事 電子申請事前登録】が必要です。

【利用者情報の新規登録】および【給水装置工事 電子申請事前登録】は以下の神戸市ホームページに

「工事用簡易電子申請マニュアル」および「工事用簡易電子申請操作方法」を掲載していますので、そちらを確認してください。

【神戸市ホームページ「工事用簡易電子申請の実施について」のページ】

URL :

<https://www.city.kobe.lg.jp/a01479/business/annaitsuchi/gyousha/koujiyoukannishinsei.html>

2. 給水装置工事 電子写真検査について

ここでは、「e-KOBE」を利用した電子写真検査についてご説明します。

(1) 「e-KOBE」のログインについて

インターネット「e-KOBE」のページからログインが必要です。

URL : <https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>

画面右上の「ログイン」を選択してください。[ログイン] 画面が表示されます。

登録した利用者 ID (メールアドレス) とパスワードを入力し、「ログイン」を選択します。

「e-KOBE」にログインします。画面右上にログインユーザー名が表示されます。

※ログインすると、登録したメールアドレスに通知メールが送信されます。

(2) 給水装置工事電子写真検査の検索について

① 「e-KOBE」で給水装置工事 電子写真検査を検索します。

検索の方法には、以下の4つがありますが、「利用者情報を指定して検索する」方法は推奨しませんので、紹介しません。

・キーワードで検索する：ホーム画面の [申請できる手続き一覧] で、「事業者向け手続き」を選択します。キーワード検索に「給水」と入力してください。

・カテゴリを指定して検索する：「カテゴリ」のタブを選択>「住まい・水道・下水道」>「水道」を選択してください。

・行政組織を指定して検索する：「組織」のタブを選択>「水道局」を選択してください。

・利用者情報を指定して検索する：推奨していません。

② **【給水装置工事申請】 > 【工事用簡易電子申請】 > 【給水装置工事 電子写真検査】** を順番に選択してください。

※工事場所の行政区に係わらず全市共通です。

(3) 給水装置工事 電子写真検査について

ここでは、「給水装置工事 電子写真検査」の具体的な申請手続きについて説明します。

① **【給水装置工事 電子写真検査】** を選択します。

② **【内容詳細】** 画面が表示されます。手続きの詳細を確認し、**【次へ進む】** を選択します。

③ **【申請内容の入力】** 画面は以下の2ページに分かれています。

ア) 基本情報を入力するページ

イ) 検査に必要な写真等を添付するページ

ア) 基本情報の入力

① 以下の基本情報を入力し、「次へ進む」を選択してください。

※赤字の*マークは必須項目です。必須項目を入力していない場合、「次へ進む」を選択するとエラーメッセージが表示されますので、メッセージに従って入力してください。

※青字の!マークは初期設定の日付やログインユーザーの利用者情報の登録情報が自動で入力されますので、登録情報に間違いがなければ入力する必要はありません。

ただし、利用者情報を誤って登録していた場合、修正する必要があります。次回申請までに利用者情報を修正してください。次回の申請時からは正しい情報が自動入力されるようになります。

No.	項目	説明
1	申請日	申請した日が自動で初期入力されます。 [!] (神戸市水道局配水課で修正することがあります。)
2	受付番号*	受付番号 4 桁を入力します。
3	工事場所 (行政区) *	工事場所の行政区を選択します。 (東灘区・灘区・中央区・兵庫区・長田区・須磨区・垂水区・西区・北区)
4	工事場所 (町丁目・番地・建物名等) *	工事場所の町丁目・番地・建物名等を入力します。 例: 加納町 6-5-1
5	業者コード*	業者コード 5 桁を入力します。
6	指定工事事業者の名称および氏名*	利用者情報の「法人名/事業者名」が自動で入力されます。 [!]
7	担当技術者の氏名*	今回申請の担当者の氏名を入力します。
8	担当技術者の電話番号*	今回申請の担当者の連絡先の電話番号をハイフンなしで入力します。

イ) 検査に必要な写真等の添付

① 給水装置工事自社検査報告書・使用材料確認報告書 (PDF ファイル) を添付してください。

② 添付する写真の様式を写真帳 (PDF ファイル) または写真データ (画像ファイル) のどちらかを選択してください。

③ 以下のとおり、検査に必要な項目を選択してください。選択した写真に応じて、添付用の入力欄が表示されます。

※指定されたファイル形式 (PDF または jpeg、png) の写真しか添付できません。

※検査項目の選択が漏れると、写真の添付用の入力欄が表示されません。検査を受ける項目を全て選択するようにしてください。

※赤字の*マークは必須項目です。必須項目を入力していない場合、「次へ進む」を選択するとエラーメッセージが表示されますので、メッセージに従って入力や添付してください。

※「工事現場遠景」、「工事現場近景」、「配管状況」は必ず写真を 1 枚添付してください。それ以外の項目については、一つの項目につき最大 2 枚の写真を添付することができます。添付する写真が 2 枚以上ある場合は、その他の項目に添付してください。

④ 検査項目の選択と写真の添付が完了したら、「次へ進む」を選択してください。

No.	申請書類	説明
1	自社検査報告書等*	給水装置工事自社検査報告書・使用材料確認報告書 (PDF ファイル) を添付してください。
2	添付写真様式*	添付する写真の様式を写真帳 (PDF ファイル) または写真 データ (画像ファイル) のどちらかを選択してください。
3	検査項目*	「常圧」、「加圧」、「メーター装置」、「止水栓」、「残留塩素 濃度」、「舗装復旧」から該当する検査項目を選択してくだ さい。
4	写真帳*	写真帳 (PDF ファイル) を添付してください。 添付する PDF ファイルは 10MB 以下としてください。
5	工事現場遠景*	必ず写真を添付してください。(1枚) 工事場所全体の様子や周辺状況を確認できる写真を添付 してください。
6	工事現場近景*	必ず写真を添付してください。(1枚) 工事箇所全体の様子を確認できる写真を添付してください。 施工範囲 (メーター装置・止水栓・水栓等) が設置されて いることを確認できる写真を添付してください。
7	配管状況*	必ず写真を添付してください。(1枚) 配管全体の様子を確認できる写真を添付してください。 給水管に防凍材が施工されていることを確認できる写真を添 付してください。
8	常圧	該当する工事であれば写真を添付してください。(1枚目は 必須、2枚目は任意) 水圧テスト装置全体が正しく設置されていることを確認できる 写真を添付してください。ゲージの目盛りを確認できる写真を 添付してください。
9	加圧	該当する工事であれば写真を添付してください。(1枚目は 必須、2枚目は任意) 水圧テスト装置全体が正しく設置されていることを確認できる 写真を添付してください。 ゲージの目盛りを確認できる写真を添付してください。 (1.72MPa) また、メーター装置を新設する場合は、逆止弁 (チャッキ) を 取り外して加圧していることを確認できる写真を添付してくだ さい。

10	メーター装置	<p>該当する工事であれば写真を添付してください。（1枚目は必須、2枚目は任意）</p> <p>副止水栓の上流パッキンを取替えるスペースが確保されているか確認できる写真を添付してください。</p> <p>また、旧型のメーター装置を使用している場合、内部申請の際には取替えが必要となりますのでご注意ください。</p>
11	止水栓	<p>該当する工事であれば写真を添付してください。（1枚目は必須、2枚目は任意）</p> <p>止水栓を新設する場合は、スピンドルがセンターにあり、傾いていないことを確認できる写真を添付してください。</p>
12	残留塩素濃度	<p>該当する工事であれば写真を添付してください。（1枚目は必須、2枚目は任意）</p> <p>残留塩素が0.1mg/L以上保持されていることを確認できる写真を添付してください。</p>
13	その他	追加で添付したい写真があれば添付してください。（1枚）

ウ) 検査内容の確認

- ① 入力した内容を確認するための【申請内容の確認】画面が表示されます。検査内容を確認してください。

【修正する場合】

入力や選択、添付資料を間違っていた場合、間違っていた箇所の右側に表示されている「修正する」を選択すると、その入力項目の【申請内容の入力】画面に戻ります。

※画面の一番下の「戻る」を選択しても【申請内容の入力】画面に戻ることができます。

入力や選択内容や添付資料を修正し、「次へ進む」を選択すると【申請内容の確認】画面が表示されます。

- ② 申請内容に問題がなければ、「申請する」を選択してください。
- ③ <登録します。よろしいですか？>と表示されますので、「OK」を選択してください。
- ④ 【申請の完了】画面が表示されます。登録しているメールアドレス宛に申請の受付メールが送信されます。

※受付メールが届いた時点では検査開始となっていません。検査が開始されると検査開始メールが登録しているメールアドレスに送付されますので、お待ちください。

※【申請の完了】画面や受付メールに受付番号が表示されていますが、これは「e-KOBE」の受付番号です。水道局配水課より付与する4桁の受付番号とは関係ありません。

エ) 検査内容の差戻し

検査内容を確認した結果、検査内容に不備があった場合、登録しているメールアドレス宛に再申請メールが送信されます。

※申請日の翌日から1営業日目に検査結果を「e-KOBE」を通じてEメールにて連絡します。差戻しの処理があった場合、再申請された時点から再度検査開始となります。当初の申請があった時点から検査開始ではあ

りませんのでご注意ください。

- ① 再申請メールが届いたら、「e-KOBE」にログインし、ログインユーザー名をクリックします。[マイページ]画面が表示されます。
- ② [マイページ]画面のお知らせの「申請状況のお知らせ」を選択すると、[お知らせ一覧]画面が表示されます。
- ③ [お知らせ一覧]画面で再申請が必要な申請には、「申請内容を修正してください。」と表示されていますので、該当する申請を選択してください。
- ④ [申請状況履歴一覧]画面が表示されますので、「申請内容の詳細画面へ進む」を選択してください。
- ⑤ [申請内容照会]画面が表示されます。水道局配水課からの差戻し理由が記載されていますので、ご確認ください。また、修正が必要な入力事項や添付書類については、赤字で「修正してください」と記入されていますので確認してください。
- ⑥ 差戻し理由に従って、添付書類の修正が完了したら、「申請内容を修正する」を選択すると、[申請内容の入力]画面が表示されます。
- ⑦ 入力内容や添付書類を修正してください。修正が完了したら、「次へすすむ」を選択し、再申請内容を確認した上で、「申請する」を選択してください。再申請が完了です。

カ) 検査完了

検査に合格すると、登録しているメールアドレス宛に検査完了（手続き完了）メールが送信されます。

窓口にて検査完了メール画面を提示し、メーターを受取ってください。

※メーターの必要がない工事については竣工となりますので、特に作業していただく必要はありません。

全ての写真検査手続きは完了です。